

生活習慣病管理料に関するお知らせ

令和6年6月1日より、厚生労働省の診療報酬改定が行われ、生活習慣病〈高血圧・糖尿病・脂質異常症〉の増加に対応する疾病管理及び重症化予防の取り組みを推進する為、特定疾患管理料から高血圧・糖尿病・脂質異常症が除外され【生活習慣病管理料】が新設されました。

患者様には、個々に応じた目標設定や血圧・体重・食事・運動等に関する具体的な指導内容を記載した【療養計画書】へ署名を頂く事になります。ご理解とご協力をお願い致します。